# 令和４年度　有機溶剤・特定化学物質・鉛 特殊健康診断 実施のお知らせ

令和４年１２月

組 合 員 各 位

京都府印刷工業組合
環境労務委員会

平素は組合環境労務事業に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，本年度の特殊健康診断につきましては，下記の通り京都工場保健会総合健診センターでの施設内健診として実施いたします。受診を希望される場合は組合事務局（TEL 075-312-0020）へご連絡下さい。折り返し申込書・受診連名簿を送付致します。前年受診された事業所様には申込書・受診連名簿を同封しました。受診希望日等をご記入の上，令和５年１月 13 日（必着）までに組合事務局へ提出して下さい。

労働安全衛生法では，事業者は当該従業員に年２回(鋳造以外の鉛健診は年１回)必ず特殊健康診断を行って，遅滞なく診断結果報告書を所轄基準監督署長に提出しなければならないと定めていますので，当該従業員の方が洩れなく受診されますようご指導をお願い申し上げます。

１　健診予定日及び健診場所

令和５年　２月８日(水)，１５日(水)，１６日(木)

何れも受付時間は正午より午後２時までのご指定の時間（お申込頂いた後、ご希望の時間を伺います。）

京都工場保健会 ３階総合健診センター　（京都市中京区西ノ京北壺井町 67 番地 TEL 0120-823-053）

２　実施医療機関　一般財団法人京都工場保健会 宇治支所　宇治市広野町成田 1-7　TEL 0774-48-1270

３　実　施　地　域　京都市域

＊南，口丹，福綾，丹後支部は，別途の日程となりますが，申し込みは済ませて下さい。

４　健　診　種　目

①有機溶剤健診(基本健診)　（ア）診察　（イ）問診　（ウ）検尿(蛋白・ウロビリノーゲン・糖)

②有機溶剤健診(追加健診)　代謝物　血液検査　貧血検査

③特定化学物質健診

注：特定化学物質健診は，現在だけでなく，過去に使用していた方も対象となります。また，有機溶剤も使用されている場合は，①②により該当項目の健診を行います。

④鉛１次健診　（ア）診察　（イ）問診　（ウ）検尿(蛋白・ウロビリノーゲン・糖)
（エ）尿中デルターALA 半定量　（オ）血中鉛量

⑤鉛２次健診　（ア）診察　（イ）問診　（ウ）貧血検査　（エ）赤血球中のプロトポルフィリン量検査
(オ)神経内科の科学的検査

⑥その他　医師による追加検査

５　健診対象事業所および健診対象者

＊特定の有機溶剤(含有成分が５％以上)，鉛を扱う作業に従事している方が健診の対象になります。ご使用の製品の成分表示を確認のうえ該当する場合には受診して下さい。**※有機溶剤の成分，溶剤名の詳細は組合ホームページ（http://www.kyoinko.jp）に掲載していますのでお確かめください。**

６　受　診　料（税　込）　第１次健診料　１名　①有機溶剤健診(基本健診)　３，４５７円

②追加検査料（使用されている溶剤により追加検査が必要になります。）
代謝物（１種）3,300 円　血液検査　2,552 円～3,322 円（取扱物質により変動）
特定化学物質　実費

③鉛　実費

④その他の検査料　実費

なお，第１次健診の結果，鉛健診注意者は第２次健診の精密検査を受けなければなりませんが，この場合は第２次健診料が別途必要となります。（すべて消費税込の健診料です。）

７　有機溶剤・特化物・鉛鋳造(鋳造以外は年１回)については，年２回の健診を義務づけられていますので，次回は令和５年８月頃に健診を受けて下さい。

８　申し込み連名簿の請求と受付締め切り

＊受診を希望される場合は組合事務局（TEL 075-312-0020）へご連絡下さい。

＊折り返し申込書・受診連名簿を送付致しますので，受診希望日等をご記入のうえ，令和５年１月１３日（必着）までに組合事務局へ申込書・受診連名簿を提出して下さい。（できるだけお早めにお申し込み下さい。お申し込みが遅くなると，ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。）

＊申込連名簿を受け付けののち，後日，京都工場保健会より関係資料を送付致します。

９　他の健康診断（一般健診）と混同しないで受診して下さい。

特殊健診を受診ののち，その結果報告書を所轄の労働基準監督署に必ず提出して下さい。提出用書類は京都工場保健会から送付されます。

※　受診を希望される場合は組合事務局（TEL 075-312-0020）へご連絡下さい。折り返し申込書・受診連名簿を送付致します。